

令和 7 年第 1 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 1 号

おいらせ町議会 令和7年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和7年第1回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和7年3月6日（木）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和7年3月6日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	令和7年3月6日 午前11時42分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	9 番	田 中 正 一		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳
	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	教育委員会教育長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社会教育・体育課長	三 村 俊 介
	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監査委員事務局長	佐々木 拓 仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 報告第 1 号	専決処分の報告について（神明橋橋梁補修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	2 報告第 2 号	専決処分の報告について（いちよう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	3 報告第 3 号	専決処分の報告について（いちよう公園体育館照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	4 承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 6 号）について）		
	5 諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	6 議案第 1 号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	7 議案第 2 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	8 議案第 3 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	9 議案第 4 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	10 議案第 5 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	11 議案第 6 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	12 議案第 7 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	13 議案第 8 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	14 議案第 9 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	15 議案第 10 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	16 議案第 11 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	17 議案第 12 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	18 議案第 13 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	19 議案第 14 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	20 議案第 15 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	21 議案第 16 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	22 議案第 17 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	23 議案第 18 号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について		
	24 議案第 19 号	おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について		
	25 議案第 20 号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	26 議案第 21 号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について		
	27 議案第 22 号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こ		

	ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
28 議案第23号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
29 議案第24号	除雪グレーダ（3.1m級）購入契約の締結について
30 議案第25号	いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の変更契約の締結について
31 議案第26号	いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について
32 議案第27号	町道の路線認定について
33 議案第28号	令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）について
34 議案第29号	令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
35 議案第30号	令和6年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
36 議案第31号	令和6年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
37 議案第32号	令和6年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
38 議案第33号	令和6年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第4号）について
39 議案第34号	令和6年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第3号）について
40 議案第35号	令和7年度おいらせ町一般会計予算について
41 議案第36号	令和7年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について
42 議案第37号	令和7年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について
43 議案第38号	令和7年度おいらせ町介護保険特別会計予算について
44 議案第39号	令和7年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について
45 議案第40号	令和7年度おいらせ町病院事業会計予算について
46 議案第41号	令和7年度おいらせ町下水道事業会計予算について
議員提出 議案の題目	1 発委第1号 おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令について
開 議	午前10時00分
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。
	13番 川 口 弘 治 議員
	14番 西 館 芳 信 議員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は１５人です。定足数に達しておりますので、これより令和７年第１回おいらせ町議会定例会を開会いたします。 (開会時刻 午前１０時００分)
欠席報告	松林議長	なお、９番、田中正一議員は欠席であります。
開議宣告	松林議長	直ちに本日の会議を開きます。
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名 議員の指名	松林議長	日程第１、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、１３番、川口弘治議員及び１４番、西館芳信議員を指名いたします。
会期議題	松林議長	日程第２、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に、議会運営委員長の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。 議会運営委員長。
委員長報告	川口議会運営委員長	議会運営委員会より報告いたします。 去る２月１２日告示、本日招集されました令和７年第１回おいら

		せ町議会定例会の会期等について、先般、２月２８日午前１０時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本定例会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日３月６日から３月１３日までの８日間とすることに決定いたしました。 本日６日木曜日は議案一括上程及び予算特別委員会の設置、明日７日金曜日から９日、日曜日までは議案熟考のため休会、１０日、月曜日は一般質問、１１日、火曜日は議案審議、１２日、水曜日は引き続き議案審議及び予算特別委員会における付託議案の審査、１３日、木曜日は引き続き予算特別委員会における付託議案の審査、そして特別委員会終了後に本会議での議案審議。 以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます。
	松林議長	議会運営委員長の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日３月６日から３月１３日までの８日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本定例会の会期は、本日３月６日から３月１３日までの８日間とすることに決しました。
諸般の報告	松林議長	日程第３、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、配付しているとおりです。ご了承ください。 なお、本定例会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真撮影のため、関係職員が議場内を出入りすることの許可を与えておりますので、各議員に報告しておきます。
行政報告	松林議長	日程第４、行政報告の申入れがありましたので、これを許します。 初めに、第２期八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更について、当局の説明を求めます。

当局の説明	政策推進課長 (田中貴重君)	政策推進課長。 皆さん、おはようございます。 それでは、令和7年第1回町議会定例会行政報告資料ナンバー1「第2期八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更について」をご用意ください。 まず、1の趣旨であります。八戸圏域8市町村で構成する連携中枢都市圏の取組については、現在、第2期八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンとして、令和4年度から令和8年度までの5か年で事業を進めているところであります。 この間、計画されている事業については、毎年度事業の見直しを行っておりますが、現在のビジョンに掲載し実施している事業について、令和7年度から、事業の統合・拡充、新規事業の追加、事業の終了、成果指標の変更、関係市町村の変更を行うことになるため、ビジョンの変更を報告するものであります。 次に、2の変更内容であります。 (1) の事業の統合・拡充については、これまで実施してきました「知的財産権対策支援事業」の取組の内容の一部と「産学官共同研究開発支援事業」を統合し、内容を拡充することから、事業名を「中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業」に変更するものであります。次の「知的財産権対策支援事業」の一部についても、「地域企業支援体制強化事業」を統合し、内容の拡充に伴い、事業名を「地域企業課題解決支援事業」に変更するものであります。 (2) の新規事業、圏域事業者PRイベント事業の追加については、八戸圏域の地域資源を活用した商品や、新商品を販売する事業者のPRイベントの開催を予定しており、当事業内容を踏まえて、八戸圏域の基本目標である「圏域全体の経済成長の牽引」と「生活関連機能サービス向上」の2つの施策として位置づけ、統合するものであります。 2ページをご覧ください。 (3) の事業の終了については、「ナニャドヤラ廻道ふるさとフェスタ事業」と「八戸圏域活性化支援事業」の2事業となります。 「ふるさとフェスタ事業」については、費用対効果の点を踏まえて事業を終了、「八戸圏域活性化支援事業」については、活用実績が少ないことを踏まえ終了とするものであります。
--------------	---------------------------	---

	次の2の策定体制であります、資料に記したとおりでございますので、省略いたします。 3の策定経過についてですが、庁議、戦略会議にて策定方針を決定、確認した後、昨年の11月に推進本部で、人口ビジョンと総合戦略の案を策定しました。 2ページに移ります。 冒頭に触れましたが、議員全員協議会で中間報告をした後、戦略会議、町民によるパブリックコメントから審議を経て、先般、3月3日の庁議で決定し、本日の行政報告とさせていただきます。 3ページをご覧ください。 4の町人口ビジョンの改訂についてであります、本編は皆様にデータで配付した資料1のとおりであります。その概要ですが、国立社会保障・人口問題研究所が日本の地域別将来推計人口を改訂したことに伴い、町の人口ビジョンも改訂し、(4)に示すとおり、令和32年時の人口の目標値を2万100人としております。 4ページに移ります。 ②の今後の基本的姿勢については、まず出生の増加等による自然増へ向けた取組、健康寿命の延伸による自然減へ向けた取組、転入者の増加による社会増へ向けた取組、転出者を減らし、若者が希望を持てるまちづくりによる社会減へ向けた取組が挙げられます。このことを踏まえ、(Ⅰ)結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる、(Ⅱ)新しい人の流れをつくる、(Ⅲ)働きやすい職場環境をつくる、(Ⅳ)安心して暮らせる地域をつくるを4つの基本視点として捉えております。 5ページをご覧ください。 5の第3期町総合戦略についてであります、策定したものは皆様にデータで配付した資料2となりますので、後ほどご確認ください。 (2)の趣旨といたしましては、将来にわたって活力ある地域を維持するための基本目標や取組を示す5か年の計画となります。 (3)では、基本的な考え方として、戦略の検証結果や、国と県の総合戦略、町の総合計画を勘案し、国や県の各種支援の活用と、PDCAサイクルを用いた進捗確認、SDGsの理念を踏まえた戦略となっています。 6ページをご覧ください。
--	---

		(4)の①第2期町総合戦略との比較であります、表の右側の第3期総合戦略で説明をいたします。 計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年、地域ビジョンは、第2次町総合計画後期基本計画と整合し、「子どものびのび大人いきいき ともに作るおいらせ町」としました。横断的目標は、魅力ある職場づくりと子育て環境を充実させ、移住・定住を促進するとし、基本目標は4点であります。結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり、新しいひとの流れの創出・拡大、地域産業の育成と働きやすい職場環境の整備、安心して住み続けることができる地域づくりとしました。 そのほか変更点として、国の総合戦略を勘案し、デジタル技術を活用しながら、各目標の取組を一層強化することとし、国や県の支援策を積極的に活用するため、必要に応じて改定を行うとの2点を追記しております。 7ページをご覧ください。 ②の第3期町総合戦略の主な施策は、先ほど触れた基本目標になります。その基本目標の①結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり。主な施策として、出会い・結婚・出産の支援、子育て支援の充実に取り組むこととしております。詳細は、資料2の14ページから15ページになります。 続いて、基本目標②は、新しいひとの流れの創出・拡大。主な施策として、移住・定住に向けた環境整備、新たなひとの流れをつくる魅力の創出と情報発信に取り組んでいくこととしております。詳細は、資料2の15ページから16ページになります。 8ページをご覧ください。 基本目標③は、地域産業の育成と働きやすい職場環境の整備。主な施策として、地域産業の活性化と雇用の創出、未来を担う人材の育成と確保に取り組んでいくこととしております。詳細は、資料2の17ページから18ページになります。 基本目標④は、安心して住み続けることができる地域づくり。主な施策として、地域共生社会の体制づくり、快適な生活環境の実現、広域行政の推進に取り組んでいくこととしております。詳細は、資料2の19ページから21ページになります。 次に9ページをご覧ください。 6のパブリックコメントの結果についてであります、意見はあ
--	--	--

当局の説明	松林議長	りませんでした。 7、おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議からの答申では、（１）の総括的事項としては、日本全体の人口減少・少子高齢化の進行に伴う社会構造の変化により、今後も様々な課題が発生することが予想されることから、町民、行政、事業者や関係団体等が協力、連携し、総合戦略で掲げた４つの基本目標を着実に推進していくこと。 （２）の附帯意見として、都市部と地方の格差を縮めるためにも、デジタル技術の活用等の新たな視点を取り入れ、地方創生事業の創出に取り組んでいくこと。ほかの市町村にない町の強みを生かした独自の政策を考えていくこと。また、若い世代や女性が魅力的に感じる職種の増加や職場環境づくりに努めるとともに、長く住み続けられる魅力のある町を目指していくとの内容でした。 今後は、この答申内容を踏まえながら、地方創生事業を検討していくこととなります。 １０ページをご覧ください。 8、町総合戦略の進捗状況と今後の取組についてであります、（１）進捗状況については、第２期町総合戦略で設定した２９の数値目標・重要業績評価指標の達成度を調査したところ、達成度が６９％となりました。また、戦略会議等で地方創生事業の調査、検討等を実施しました。詳細は、資料３のとおりとなります。 （２）の今後の取組についてであります、令和７年度は、今回策定した第３期町総合戦略に基づき、地方創生事業の調査、検討、実施を進めてまいります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 次に、おいらせ町災害廃棄物処理計画について、当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 （松山公士君）	おはようございます。 それでは、行政報告資料ナンバー３「おいらせ町災害廃棄物処理計画について」をご用意ください。 １、案件の概要です。今般、おいらせ町災害廃棄物処理計画を策

	定したので、報告するものでございます。本計画は県から令和7年度までの策定を求められていたもので、国の100%補助を活用しまして、今年度、入札によりコンサル業者に委託し作成したものでございます。 2、策定の趣旨については、近年、日本国内で発生した東日本大震災、能登半島地震、各地で頻発している豪雨災害など、自然災害の頻度と規模が増大しておりまして、これらの災害は、多くの人々の生活に深刻な影響を与えるだけでなく、大量の廃棄物を発生させる問題を引き起こします。 そういう中で、今回本計画は、町の地域防災計画や県の災害廃棄物処理計画、国の災害廃棄物対策指針等に基づき、災害廃棄物の処理に係る対応についてその方策を示すとともに、当町における平常時の災害予防対策と、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものでございます。 続きまして、4番、主な策定経過と今後のスケジュールは、記載のとおりでございます。 それで、3番、具体的な内容については、ナンバー3資料1「おいらせ町災害廃棄物処理計画【概要版】」をご用意ください。 1ページをご覧ください。 全8章ありまして、まず第1章は、先ほど説明した策定の趣旨や本計画の位置づけを記載しております。 次に、第2章は、基本的事項として、対象とする災害や災害廃棄物、処理主体等、2ページをご覧ください、2ページのほうには対象とする業務や基本方針、そして、3ページには初動対応の考え方や時期を記載しております。その9番の災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の策定とございますが、その実行計画というのは、実際に災害が起きた際に、この本計画をマニュアルとしまして、その状況や規模に応じて具体的な実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行うことになります。 次に、その下の第3章は、災害廃棄物処理のための体制等として、現行の組織体制を記載しておりますが、令和7年度から機構改革により町民課と保健こども課が再編されますので、ここにある町民部、保健こども部については、町の地域防災計画の見直しに合わせて変更する予定でございます。
--	--

	次に、少し飛びまして、6ページの第4章をご覧ください。想定する災害としましては、地震は「県災害廃棄物処理計画」のデータを基に当町区域内の最大の被害を生ずる太平洋型海溝型地震による被害を想定しておりまして、水害は「おいらせ町防災マップ」で想定されています降雨による最大規模の被害を想定しております。 次に、7ページの第5章をご覧ください。災害廃棄物の発生量の推計と処理の流れとして、推計結果では、表5-1に記載のとおり、地震だと最大で11万9,000トンもの災害廃棄物発生量が見込まれております。 次に、8ページの第6章をご覧ください。災害廃棄物の処理方法として、片づけごみの回収戦略や仮置場の候補地選定について記載しておりまして、実際に、仮置場の候補地については、町有地について現地確認をして検討しているところでございます。 次に、9ページの表6-2に記載のとおり、仮置場の必要面積が地震だと最大で1万9,923平米も必要だという試算結果となっております。 次に、11ページの第7章をご覧ください。避難所ごみ及びし尿処理として、避難所ごみの推計や対応、そして12ページのほうをご覧ください、表7-2に記載のとおり、地震だと仮設トイレの必要基数として221基の仮設トイレが必要だとの試算結果となっております。 最後、第8章は、町民に対する相談窓口の設置及び広報について記載しております。 なお、本日、委員の席のお手元の封筒の中に、完成した80ページ以上ある本体計画書が入っておりますので、後ほどご覧いただければと思います。内容についてご意見やご質問がある場合には、町民課分室のほうまでよりしくお願いいたします。 最後に、本計画の骨子は国の指針等に基づいて策定していますので、基本となる部分はどの市町村も大体同じでございます。違いがあるのは、それぞれの地域で想定される災害の規模や災害廃棄物の発生量、組織体制や災害支援協定の締結状況等により大きく違ってくるものでございます。策定後も、災害時に活用できる実効性のあるものになっているかという視点で定期的に記載内容の見直しを行い、実効性を高めていくものでございます。 以上で説明を終わります。
--	--

所信表明	松林議長	これで行政報告を終わります。
	松林議長	日程第５、所信表明について。 町長より所信表明をしたい旨の申入れがありますので、これを許します。 演壇にてお願いします。 町長。
	町長 (成田 隆君)	おはようございます。議員には何かとご多用のところご出席いただきまして、本当にありがとうございます。 それでは、所信表明をさせていただきます。 本日ここに、令和７年第１回おいらせ町議会定例会が開会され、令和７年度当初予算案をはじめ、各般にわたる議案についてご審議を願うに当たり、町政運営に対する私の所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、広く町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと思います。 早いもので、町政のかじ取り役として３期目の任期も残り１年余りとなりました。 この間、政策公約のテーマとして、今を生きる人たちが「安全で安心できるまちづくり」と、すべては子どもたちの未来のために「明るく元気で持続可能なまちづくり」の２つを掲げ、この実現を図るべく、様々な施策に取り組んでまいりました。 令和７年度は、任期最終年度となります。政策公約の実行と、総合計画の着実な推進に向け、さらに気を引き締め、スピード感を持ち、不退転の決意で町政運営に取り組んでまいります。加えて、今後は当町も人口減少に転じるという危機感を持ちながら、自然減、社会減、それぞれの要因に応じて適切な対策を講じてまいります。 議員各位におかれましては、「町民の幸せと町の発展」という共通の目標に向かって、引き続き温かいご支援とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。 現在、地方自治体は、物価の高騰、人件費の上昇など、長らく経験してこなかった、経済環境の変化による避け難い歳出の増加に直面し、急速に進む少子高齢化と人口減少による社会保障費の増大に伴い、難しい財政運営を強いられています。

	また、少子高齢化や人口減少は、様々な問題を生み、町の活力低下が懸念されます。それらを解決することは容易ではありません。しかし、今こそ町に誇りと愛着を持つ人を増やし、活気と安らぎが感じられ、住んでよかったと思えるまちづくりを進めなくてはなりません。 そして、近年、甚大な自然災害が全国各地で頻発しており、安全・安心な暮らしを実現するための防災対策の推進が急務であり、あらゆる社会環境の変化にも対応できる持続可能な行政運営をすることが大事と考えております。 さて、令和6年度を振り返りますと、まず、町の最上位計画となる「第2次町総合計画」の後半5年間を対象とした後期基本計画をスタートさせ、町の将来像「子どものびのび大人いきいき ともにつくるおいらせ町」の下、基本理念として「町民・議会・行政が一体となったまちづくり」「自然と共生し、文化がいきづくまちづくり」「幸せを実感できるまちづくり」の3つを掲げ、政策を進めてまいりました。 主なものを挙げますと、子育てや教育の分野では、給食費の無料化事業の継続、そして、水路の蓋かけによる歩道の確保とカラー舗装等による通学路の安全確保や小中学校の改築工事等に取り組むとともに、「町教育大綱」に基づき、子育て環境や快適な学びの空間づくりが図られました。 また、健康づくりの分野では、健診受診率の向上に向け、継続した健康診断の実施や妊産婦から高齢者まで、切れ目ない相談や健康づくりに取り組むとともに、医療・福祉の連携を見据えた、おいらせ病院の早期移転建て替え事業にも着手しております。 このほか、待望の「おいらせ青葉郵便局」が開局し、北部地区住民の利便性の向上が図られたほか、浸水区域にある本庁舎と分庁舎の移転に伴う新庁舎建設事業では、令和5年度からの2か年事業で進めていました基本構想、基本計画策定を終えまして、次の段階としての設計作業に着手しております。 それでは、令和7年度の町政運営の基本姿勢について申し上げます。 私は、将来の町のあるべき姿を思い描きながら職務に当たっております。冒頭にも申し上げましたが、それらを実現するために政策公約を掲げ、2つの「目指すおいらせ町の姿」を常に念頭に
--	---

	置き、この実現を図るべく、6つの「政策の柱」を体系化して、引き続き町政運営に取り組んでいきます。 まず、「私が目指すおいらせ町の姿」の1つ目は、今を生きる人たちが「安全で安心できるまちづくり」であります。 三陸はるか沖地震や阪神・淡路大震災から30年が経過し、その後も東日本大震災や昨年1月に発生した能登半島地震、さらには、台風による河川の氾濫や洪水など、甚大な被害をもたらす災害は予測できないものであります。東日本大震災を経験した当町として、いつ発生するか分からない自然災害を常に意識するとともに、町民の命と生活を守ることの重要性を認識しているところであります。 災害時の防災拠点となる役場庁舎は、大規模自然災害想定における浸水区域に入っており、医療の拠点となるおいらせ病院もまた浸水区域に入っていることから、これらを早期に浸水区域外に移すため、イオンモール下田の西側へ移転・建設を進めているところであります。 また、防災関連としては、老朽化が著しい下田第5分団の消防ポンプ車を水槽付き車両に更新するほか、消防団の活動拠点となる屯所については、百石第3分団及び第7分団拠点施設の外壁等改修工事を実施することとしており、引き続き安全で安心できるまちづくりに全力で取り組んでまいります。 2つ目は、すべては子どもたちの未来のために「明るく元気で持続可能なまちづくり」であります。 将来を担う子供たちは、まさしく町の宝であります。町が実施する子育て支援策を受けて伸び伸びと成長した子供たちが、大人になり、ふるさとおいらせ町から受けた恩恵を次の世代の子供たちにつなげていく、こうした循環こそが「持続可能なまちづくり」であると考えます。 そのためには、子供たちや子育て世代が健康で暮らしやすい町であることはもちろんのこと、地域に住む健康で元気な高齢者の存在が必要不可欠であります。共働きの家庭が多い今日にあって、地域住民が連携して子供たちを見守り・育てる取組が大事であり、高齢者福祉の充実を図ることで、子供たちの豊かな未来と持続可能なまちづくりにつながるものと考えます。 また、改正されました児童福祉法への対応と、政策公約の推進に向けた効率的かつ効果的な組織体制の確立を図ることを目的として、
--	---

	令和7年4月に町民課、保健こども課の2課を町民課、健康保険課、子育て支援課の3課に再編し、子育て支援課に「こども家庭センター」を設置して、子育て世帯等への一体的な相談支援を行う中心的機能を図ることとしております。 次に、政策公約として掲げる6つの「政策の柱」についてご説明いたします。 1つ目の柱は、「コロナ禍の安全・安心対応」であります。 ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類に移行されましたが、依然として感染症の発生は続いており、インフルエンザ同様となりますが、引き続きワクチンの定期接種に対応していくこととしております。 なお、国の指針を基に策定が求められている「新型インフルエンザ行動計画」について、現在、県が策定中であり、その内容を踏まえて令和7年度から町計画の策定作業を進め、早期の完成を目指します。 2つ目の柱は、「子育て環境・学校教育環境の充実」であります。 「学校給食費の無料化」については、当町は既に県に先駆けて独自に実施しており、保護者の負担なしで子供たちに安心して充実した食の環境を整えることができおり、引き続き実施してまいります。 「歩道・通学路の安全確保」では、町通学路交通安全プログラムに基づき、地域からの要望と併せて、引き続き歩道整備や交差点部のカラー舗装化を実施してまいります。また、用水路に蓋をかけ歩道とする整備事業を令和4年度から着手しており、令和7年度で完成します。 このほか、近年増加している子供を狙った犯罪から子供たちを守るために、令和7年度中に小中学校8校に防犯カメラを設置することとしているほか、木ノ下中学校の講堂については、令和6年度からの2か年事業として建設実施しており、令和7年8月の完成を目指しております。 子育て支援施策では、少子化が進む中、核家族化などにより、悩みや問題を抱える妊産婦や保護者が増加していることから、妊産婦や子育て世帯に寄り添った伴走型支援を強化するとともに、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目ない包括的支援が可能な町の実現に向け、本年4月に母子保健と児童福祉とが一体となった「こども
--	--

	家庭センター」を開設し、子育て支援体制の充実を図ってまいります。 3つ目の柱は、「健幸まちづくりの推進」であります。 「おいらせ病院の早期移転建て替え」については、令和6年度から基本構想と基本計画に着手しており、医療と福祉の連携を見据えた病院の移転建て替え事業を引き続き推進します。 また、「スポーツ施設の環境整備」では、現在進めている町民交流センター照明器具のLED化改修工事をはじめ、令和8年度に開催されます国民スポーツ大会軟式野球競技の会場の一つとなる下田公園野球場の改修工事を行うなど、これら施設の環境整備によって各種スポーツの競技力の向上を図ってまいります。 このほか、令和6年度から新たな計画期間として策定した介護保険事業計画や国保データヘルス計画をはじめ、健康増進計画、食育推進計画や自殺対策計画の3つの計画を一体的に取りまとめた「健康おいらせ21」を推進し、計画の目指す姿「みんなが互いに助け合い、健康でこころ豊かに暮らせるまち」の実現に向けて事業を展開してまいります。 さらに、健康づくり事業と保険事業が密に連携し、一体的に各種事業に取り組むことができる組織体制とするため、新たに健康保険課を設置し、政策公約に掲げる「健幸まちづくり」を強力に推進するものであります。 なお、健康づくりの観点から、奥入瀬川沿いの堤防や太平洋沿岸の防潮堤と、町内随所にある自然道や農道をサイクリングやジョギングコースとして利活用できないか、その調査研究を関係する課に指示しております。既存の施設を最小限の整備に努め、ほかにない奥入瀬川と太平洋の自然を満喫し、誰もが楽しみながら健康づくりができるよう、インフラを整えようというものであります。 4つ目の柱は、「人口定住と生活基盤の整備」であります。 「おいらバス」は、運行開始から約3年が経過し、大変好評を得ております。おいらせ病院への利用者を中心に利用件数が増加し、時として予約が取れないという状況もあるようですので、町民バスと併せて事業を検証し、今後も継続し、さらなる利便性の向上を図ってまいります。 このほか、移住・定住対策として、現在実施している首都圏からの移住者に対する移住支援補助と、甲洋小学校区・下田小学校区に
--	---

	おける住宅取得に対する子育て世代定住助成制度を引き続き実施し、移住・定住対策の強化を図ってまいります。 さらに、生活基盤の整備としては、引き続き道路舗装や側溝改良と神明橋の橋梁補修を行うこととしております。 そして、イオンモール下田の西側に建設を進めている統合新庁舎については、現在、実施している基本設計・実施設計業務が令和7年度に完成することから、令和12年度の合併特例債活用期限を見据え、スピード感を持って進めるとともに、関係機関等と連携・調整を図りながら、庁舎移転に伴う新庁舎エリアの機能開発と、まちづくり構想にも取り組んでまいります。 5つ目の柱は、「産業振興の発展」であります。 第1次産業は、担い手や後継者不足が依然として深刻であります。農業は、引き続き国や県の事業を活用して、新規就農者の育成を支援するための補助事業や野菜関連の機械化に対する補助事業の実施、農地の耕作放棄地や農家の高齢化・担い手不足に対応するための農地中間管理事業を展開してまいります。漁業においても、百石漁港内の漂砂や波浪対策として、県が実施したシミュレーション結果を基に、令和8年度からの防波堤の延伸工事着手を目指し、令和7年度中に国への計画申請を進めてまいります。 また、商工業分野では、中小・小規模事業者に対する支援として、県特別保証融資保証料補助金事業を拡大し、「経営力強化借換資金」への補助を新設するほか、商工業事業者の経営安定に向け、町商工会と協議・調整して支援内容を検討してまいります。 このほか、町の観光施策を担っている町観光物産協会に対して、引き続き主体イベントの支援を行うとともに、当該協会が進めている法人化の取組に対し、後押ししてまいります。 そして、6つ目の柱が、「持続可能な健全財政の維持と確実な行政運営」であります。 私の町長就任当初からの信条としている、将来にわたってしっかりと行政運営を行えるよう、財政計画に基づき健全財政を堅持するとともに、分かりやすく透明性を持った行政の推進として、引き続き町の財政計画や財政状況等を広報紙やホームページで公表してまいります。 また、公共施設の持続可能なマネジメント推進の観点から、施設の劣化状況調査や、消費電力削減のための照明器具のLED化に取
--	---

		り組んでまいります。このほか、収入確保を図るため、不要な財産の随時売却をはじめ、町税の収納対策強化のため、青森県市町村税滞納整理機構等と連携し、引き続き収納率の向上に取り組んでまいります。 以上、町政運営に当たって、私の政策公約に基づき、所信の一端を申し述べました。 来年3月1日には、おいらせ町が誕生して20周年となります。この大きな節目を迎える令和7年度は、これまでの道のりを振り返るとともに、新たな時代をつくり上げていく年と捉え、おいらせ町をさらに発展させ、次の世代へと引き継いでいくことが、私の最大の使命と思っております。 この先においても、今まで以上の行政運営を目指していく考えでありますが、いかなる困難に見舞われるか分かりません。百折不撓の精神をもって、常に町民の幸せと町の発展を願い、関係各位の総力を結集して、一つ一つの課題を解決していきたいと考えております。 町民並びに議員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。町政運営に当たっての私の所信表明といたします。ありがとうございます。
	松林議長	以上で所信表明を終わります。 暫時休憩します。10分間休憩します。
	松林議長	(休憩 午前10時51分) 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案の一括上程	松林議長	(再開 午前11時00分) 日程第6、議案の一括上程について。 報告第1号から第3号まで、承認第1号、諮問第1号及び議案第1号から議案第41号までの以上46件を一括上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。 町長。
提案理由の	町長	それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明

説明	(成田 隆君)	申し上げます。 初めに、報告第1号、神明橋橋梁補修工事請負契約の変更契約の締結に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。 本件は、令和6年第2回おいらせ町議会定例会において議決いただき、株式会社柏崎組を相手先として締結した神明橋橋梁補修工事請負契約の変更契約について、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第3号アの規定に基づき、去る1月28日付で専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。 その内容であります、工事の実施に伴い、仮設道路が必要となったため、契約金額を363万円増額し、変更後の契約金額を1億3,068万円としたものであります。 次に、報告第2号、いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。 本件は、令和6年第2回おいらせ町議会定例会において議決をいただき、株式会社三村興業社を相手先として締結した、いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約について、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第3号イの規定に基づき、去る1月22日付で専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。 その内容であります、現地精査による屋外階段工事の工法の変更等に伴い、工期内の完成が難しくなったため、工期を延長し、変更後の工期を令和6年6月18日から令和7年3月31日までとしたものであります。 次に、報告第3号、いちょう公園体育館照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。 本件は、令和6年第2回おいらせ町議会定例会において議決をいただき、株式会社パル電装技研を相手先として締結した、いちょう公園体育館照明器具改修工事請負契約の変更契約について、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第3号アの規定に基づき、去る1月29日付で専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。
----	---------	--

	その内容であります、現地精査による廃棄物数量及び積込運搬費の変更に伴い、契約金額を95万7,000円減額し、変更後の契約金額を5,844万3,000円としたものであります。 次に、承認第1号、令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。 本件は、既定予算の総額に9,989万7,000円を追加し、予算の総額を130億7,775万2,000円としたもので、去る1月17日付で専決処分を行ったものであります。 その内容につきましては、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業及び灯油購入費助成事業を実施するため、歳出に所要の経費を追加し、歳入では国庫支出金及び県支出金を追加したものであります。 次に、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現在の委員である木村啓一氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、後任の委員に小西久美子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。 次に、議案第1号、おいらせ町教育委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現在の委員である加賀真美子氏の任期が本年6月8日をもって満了となることから、後任の委員として大木元英氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。 次に、議案第2号から議案第15号までについてであります、いずれもおいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてであり、関連がありますので一括してご説明申し上げます。 本案は、当町の農業委員会委員の改選に当たり、委員候補者の募集手続及び農業委員会委員候補者選考委員会の審査決定を経て、14名の方々を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。 議案第2号については吉田良紀氏、議案第3号については袴田光雄氏、議案第4号については松林勝智氏、議案第5号については岩崎 仁氏、議案第6号については沼館廣志氏、議案第7号について
--	---

	は上久保辰視氏、議案第 8 号については松林一弥氏、議案第 9 号については久慈弘子氏、議案第 10 号については日ヶ久保 亨氏、議案第 11 号については玉川 勉氏、議案第 12 号については柏崎幸子氏、議案第 13 号については田中正幸氏、議案第 14 号については立花友彦氏、議案第 15 号については日ヶ久保浩幸氏、全 14 名について提案するものであります。 次に、議案第 16 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。 本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、町関係条例において引用条項の改正を行うほか、所要の改正を行うため提案するものであります。 次に、議案第 17 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。 本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町関係条例において字句の改正を行うため提案するものであります。 次に、議案第 18 号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、青森県人事委員会勧告に準じた給与制度の見直しとして、町一般職職員の給料月額及び諸手当について改めるため提案するものであります。 次に、議案第 19 号、おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、宿泊料の上限を引き上げる改正を行うほか、町関係条例において所要の改正を行うため提案するものであります。 次に、議案第 20 号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、町附属機関の見直しに伴い、1 つの附属機関の廃止と、1 つの附属機関の所掌事項等の見直しを行うため提案するものであります。 次に、議案第 21 号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、青森県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の算定方式を現行の 4 方式から 3 方式に変更するとともに、将来の
--	--

	安定運営を目指して税率を見直しするため、おいらせ町国民健康保険運営協議会の承認を経て、所要の改正を行うため提案するものがあります。 次に、議案第２２号、おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。 次に、議案第２３号、おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。 次に、議案第２４号、除雪グレーダ（３．１ｍ級）購入契約の締結についてご説明申し上げます。 本案は、除雪グレーダ（３．１ｍ級）購入のため、去る２月１８日に有限会社尾崎自動車商会ほか７者により指名競争入札を執行したところ、３，１６８万円で、コマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー十和田支店が落札者として決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものであります。 次に、議案第２５号、いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の変更契約の締結についてご説明申し上げます。 本案は、令和６年第３回おいらせ町議会定例会において議決いただき、株式会社種市建業を相手先として締結した、いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。 その内容であります、現地精査による下地コンクリート整備工の変更等に伴い、契約金額を３１４万６，０００円減額し、変更後の契約金額を６，３９５万４，０００円とするものであります。
--	---

	次に、議案第26号、いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結についてご説明申し上げます。 本案は、令和6年第2回おいらせ町議会定例会において議決いただき、株式会社三村興業社を相手先として締結した、いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。 その内容であります、現地精査による外壁工事等の変更に伴い、契約金額を499万4,000円増額し、変更後の契約金額を1億784万4,000円とするものであります。 次に、議案第27号、町道の路線認定についてご説明申し上げます。 本案は、町道整備等により整備された町道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。 次に、議案第28号、令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額に2億915万6,000円を追加し、予算の総額を132億8,690万8,000円とするものであります。 歳出の主な内容であります、総務費では、公共施設整備基金積立金の増額と生活支援商品券支給事業費補助金を追加し、民生費では、子どものための教育・保育給付費を増額するほか、各款にわたって、執行見込額の精査によりまして減額または増額するものであります。 一方、歳入では、普通交付税を増額するほか、各款にわたり、収入見込額の精査により減額または増額するものであります。 また、第2表継続費補正は2件の総額及び年割額を変更し、第3表繰越明許費補正は7件を追加し、第4表地方債補正は1件の追加、21件の変更及び1件の廃止をするものであります。 次に、議案第29号、令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額に9,782万7,000円を追加し、予算の総額を24億5,537万円とするものであります。 主な内容は、歳出では、保険給付費を増額する一方、歳入では、
--	--

	県支出金を増額するものであります。 次に、議案第３０号、令和６年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額から５８８万９，０００円を減額し、予算の総額を１，３３０万２，０００円とするものであります。 主な内容は、歳出では、奨学資金貸付金を減額する一方、歳入では、奨学基金繰入金を減額するものであります。 次に、議案第３１号、令和６年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額から９，８３４万７，０００円を減額し、予算の総額を２４億６，８５８万４，０００円とするものであります。 主な内容は、歳出では、保険給付費を減額する一方、歳入では、支払基金交付金を減額するものであります。 次に、議案第３２号、令和６年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額に８０万９，０００円を追加し、予算の総額を３億３，４３９万６，０００円とするものであります。 主な内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額する一方、歳入では、後期高齢者医療保険料を増額するものであります。 次に、議案第３３号、令和６年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額から２，０４３万７，０００円を減額し、予定額の総額を１１億１，０５８万５，０００円とするものであります。 主な内容は、執行見込額の精査により減額または増額するものであります。 次に、議案第３４号、令和６年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。 本案は、収益的収入の既決予定額に７８６万１，０００円を追加し、収入予定額を８億９，５１０万３，０００円とし、支出の既決予定額から１，２４５万８，０００円を減額し、支出予定額を７億５，９４５万４，０００円とするほか、資本的収入の既決予定額から５，５０８万９，０００円を減額し、収入予定額を６億２，６２
--	--

	7万3,000円とし、支出の既決予定額から4,977万円を減額し、支出予定額を8億3,292万1,000円とするものであります。 主な内容は、執行見込額の精査により減額または増額するものであります。 次に、議案第35号、令和7年度おいらせ町一般会計予算についてご説明申し上げます。 日本経済は、物価の上昇、金利の上昇や賃金の上昇など、経済環境や生活環境が大きく変化してきております。また、少子高齢化や人口減少など、様々な課題に直面しております。 このような中、国が示した令和7年度地方財政計画では、地方自治体の安定した財政運営に必要な一般財源は、令和6年度から1兆8,435億円、2.8%増となる67兆5,414億円を確保するとしております。 さて、当町の財政状況を振り返りますと、物価や労務費の上昇に起因する経費の増加、少子高齢化による社会保障等の増加により厳しい財政環境にあります。一方で、給食費無償化の継続や子ども医療費助成の拡大など独自の行政サービスの充実強化を図りつつ、新庁舎やおいらせ病院の移転新築に備えた財源確保など、町の将来を見据えた財政運営を行っているところであります。 令和7年度予算編成に当たっては、行政サービスの継続、新庁舎の整備や公共施設の長寿命化、子育て対策などに対応するため、より一層の財源確保に努めたところであります。 この結果、編成いたしました令和7年度一般会計予算総額は、町当初予算として過去最高の123億1,500万円となりました。前年度と比較しますと8億1,500万円、7.1%の増となっております。 初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。 まず、最も重要な自主財源である町税は、定額減税の終了に伴いまして増額計上しております。 次に、町の最大の財源である地方交付税は、国の地方財政計画及び町税の増額を踏まえ減額計上しております。 また、国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出の情報システム標準化、児童手当、子どものための教育・保育給付費及び川口保育園整備費補助金などの財源として増額計上しております。
--	---

		一方の歳出は、令和 7 年度において新規及び拡大事業としたものの中から、主なものをご説明申し上げます。 総務費では、新庁舎設計業務等委託料、二川目地区生活会館、阿光坊地区農事集会所の改修工事費、情報システム標準化対応業務委託料及び定額減税調整給付金を計上しております。 民生費では、障害者給付費等、児童手当及び子どものための教育・保育給付費を増額計上し、川口保育園移転整備事業に係る補助金を計上しております。 衛生費では、带状疱疹ワクチン接種委託料を計上しております。 土木費では、公園施設の長寿命化計画策定のための調査業務委託料を計上しております。 消防費では、百石第 3 分団及び第 7 分団の拠点施設改修工事費、下田第 5 分団の水槽付き消防ポンプ自動車の購入費用を計上しております。 教育費の学校関係では、木ノ下中学校講堂改築工事費及び外構工事費を計上し、社会教育施設関係では、北公民館改修工事費及び北公民館・東公民館・みなくる館の照明器具等改修工事費を計上し、体育施設関係では、いちょう公園多目的グラウンド照明器具改修工事費及び下田公園野球場クレイ舗装等改修工事費を計上しております。 また、第 2 表地方債では、2 2 件の事業について限度額等を定めるものであります。 次に、議案第 3 6 号、令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。 予算の総額は 2 4 億 8 8 万円で、前年度と比較しますと 1 億 1 6 万 4, 0 0 0 円、4. 4 %の増となっております。 主なものとして、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金を計上しております。 次に、議案第 3 7 号、令和 7 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。 予算の総額は 1, 7 5 6 万 7, 0 0 0 円で、前年度と比較しますと 1 5 7 万 3, 0 0 0 円、8. 2 %の減となっております。 主なものとして、継続貸付者 1 7 人、新規貸付者 1 9 人を見込み、奨学資金貸付金を計上しております。 次に、議案第 3 8 号、令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計予
--	--	---

		算についてご説明申し上げます。 予算の総額は24億2,975万6,000円で、前年度と比較しますと548万1,000円、0.2%の減となっております。 主なものとして、保険給付費及び地域支援事業費を計上しております。 次に、議案第39号、令和7年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。 予算の総額は3億1,167万7,000円で、前年度と比較しますと1,736万9,000円、5.9%の増となっております。 主なものとして、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。 次に、議案第40号、令和7年度おいらせ町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。 収益的収入及び支出の予定額は11億3,527万2,000円で、前年度と比較しますと5,715万7,000円、5.3%の増となっております。 一方、資本的収入の予定額は9,759万円、支出の予定額は1億2,068万9,000円となり、不足する2,309万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。 次に、議案第41号、令和7年度おいらせ町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。 収益的収入の予定額は8億5,563万1,000円を計上し、支出の予定額は7億8,420万5,000円を計上しております。 一方、資本的収入の予定額は7億843万1,000円を計上し、支出の予定額は8億4,474万2,000円を計上し、不足する1億3,631万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。 以上、本定例会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	総務課長。
	総務課長	ただいま町長提案理由を申し上げましたが、議案の件名1が所誤

	(成田光寿君) 松林議長 川口議会運営委員長	りがありましたので、訂正いたします。 お配りの提案理由書 6 ページになりますが、下のほうです。議案の第 1 号であります。町長、おいらせ町教育委員の任命につき同意を求めることについてと申し上げましたが、正しい議案件名は、議案第 1 号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。 以上です。 次に、発委 1 号を上程いたします。 議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いいたします。 議会運営委員長。 発委第 1 号、おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令について、提案理由をご説明申し上げます。 本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が改正されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則により規定の整備が生じたため、所要の改正を行うため提案するものであります。 概要についてご説明いたします。 この訓令は、当町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するための施行に関し必要な事項を定めておりますが、マイナンバー法等の一部改正及び個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正により、健康保険証、後期高齢者医療の保険証の廃止に伴い、個人識別符号番号として被保険者番号等を規定、及び運転免許情報の記録の番号を個人識別符号に加えるなど、必要な事項を定めるもので、併せて文言調整並びに文言の見直しを行うものであります。 この訓令の施行期日は、附則第 1 項第 1 号から第 3 号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行となります。
--	---	---

議案の付託		第1号は、公表の日からとするもので、第5条第2項及び第8条第8項並びに第11条の見出しの改正規定であります。 第2号は、マイナンバー法等の一部を改正する法律の附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日である令和6年12月2日とするもので、第3条第6号から第8号まで、第11号及び第14号並びに第10条第1項第1号並びに様式第1号、様式第10号及び様式第16号の改正規定並びに経過措置である附則第2項及び第3項であります。 第3号は、道路交通法の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日である令和7年3月24日とするもので、第3条第10号の改正規定であります。 なお、全国町村議会議長会から当条例施行規程例の一部改正について通知があり、この例に倣い改正するものであります。 何とぞ原案のとおり決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。
	松林議長	以上で提案理由の説明を終わります。
	松林議長	日程第7、予算特別委員会の設置及び議案の付託についてお諮りします。 議案第35号、令和7年度おいらせ町一般会計予算についてから議案第41号、令和7年度おいらせ町下水道事業会計予算についてまでの7議案については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
予算特別委員長・副委員長 の互選	松林議長	異議なしと認めます。 よって、議案第35号から議案第41号までの7議案については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定いたしました。
	松林議長	次に、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選についてですが、慣例により本会議で行います。 このことについて、先般、開催されました議会運営委員会におい

		て、産業民生常任委員会委員長と同副委員長が当たることとして話し合いが行われましたので、この方法によって互選したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 お諮りいたします。 予算特別委員会の委員長には、産業民生常任委員会委員長である平野敏彦議員、副委員長には、同副委員長である佐々木勝議員を選任することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、委員長に平野敏彦議員が、副委員長に佐々木勝議員が選任されました。
日程終了の告知	松林議長	これで本日の日程は全て終了いたしました。 以上で本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	松林議長	10日月曜日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。
散会宣告	松林議長	本日は、これで散会いたします。 (散会時刻 午前11時42分)
	事務局長 (佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 5 月 22 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 西 館 芳 信

署名議員 川 口 弘 治